

島根県弓道連盟大会参加資格内規

1. この内規は島根県弓道連盟(以下、県弓連と略する)が主催する大会(以下、大会と略する)の出場資格について定める。
2. 大会に出場する選手は県弓連に当該年度登録している者に限る。
3. 大会は団体戦および個人戦を男女別に実施する事ができる。
4. 大会は在学状態により一般の部と高校の部・中学の部に分けて実施することができる。
また、称号段級位により分けることもできる。
5. 高校の部は高校生の会員とし、中学の部は中学生の会員とする。ただし、高体連弓道専門部所属の高校3年生について8月以降一般支部から出場した時は、新たな県連登録料は徴収しない。
6. 団体戦は県弓連所属支部ごとに男女別にチームを編成することとし、複数の支部で合同でチームを編成する場合は団体表彰を除外する。
7. 団体戦において、男女が混成することを認める大会において男子が1名でも含まれるチームは男子とする。また、一般会員と高校・中学生会員が混成したチームは一般の部とする。
8. 団体戦において個人戦を兼ねる場合、一般チームにおける高校・中学生会員および男女混成チームにおける女子はそれぞれの該当する個人戦に含めることができる。
 - a. 一般支部において高校・中学生会員のみのチーム →個人戦、団体戦ともに高校・中学生の部
 - b. 一般支部において一般と高校・中学生会員の混成チーム →団体戦は一般の部、個人戦はそれぞれ高校・中学生の部
9. 表彰については、参加人数に応じた表彰基準を設ける。
種別ごとの参加者が10名以上は1～3位、4～9名は1～2位、2～3名は1位を表彰する。
参加の人数が10名以上の場合は増すこともある。

附則

この内規は、平成24年5月13日から施行する。